

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第40号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年新潟市条例第68号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額及び地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例(平成元年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 新潟市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年新潟市条例第5号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「新潟市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条の表第25条の見出しの項及び同表第25条の項並びに第27条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(新潟市職員の再任用に関する条例の廃止)

第5条 新潟市職員の再任用に関する条例(平成13年新潟市条例第5号)は、廃止する。

(新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年新潟市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 新潟市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新潟市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「同法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

(新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第9条 新潟市職員の特殊勤務手当支給条例(平成18年新潟市条例第7号)の一部を次

のように改正する。

第27条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第3条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する、第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第4条の規定による改正後の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用職員に対する、第6条の規定による改正後の新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定

めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

（新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

（新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の新潟市職員の特殊勤務手当支給条例第27条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。